

断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年通商産業省令第五十五号）は、廃止する。
附 則（平成一八年四月二七日経済産業省令第五六号）

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

別表（第八条、第九条、第十八条関係）

一 鉛及びその化合物
二 水銀及びその化合物
三 六価クロム化合物
四 カドミウム及びその化合物
五 ポリブロモビフェニル
六 ポリブロモジフェニルエーテル